

第122号議案

島根県国民健康保険条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 島根県国民健康保険運営協議会（第2条 第7条）

第3章 国民健康保険保険給付費等交付金（第8条・第9条）

第4章 国民健康保険事業費納付金（第10条 第25条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 県が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 島根県国民健康保険運営協議会

（設置）

第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条の規定に基づき、島根県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師（健康保険法（大正11年法律第70号）第64条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人
- (4) 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員

員 2人

2 委員は、知事が任命する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によって公益を代表する委員のうちからこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第3章 国民健康保険保険給付費等交付金

(国民健康保険保険給付費等交付金の交付)

第8条 国民健康保険保険給付費等交付金は、普通交付金及び特別交付金とする。

2 普通交付金は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第6条第2項に掲げる事項を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付する。

3 特別交付金は、次に掲げる額の合算額を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付する。

(1) 算定政令第4条第3項の規定により、国が災害その他特別の事情がある市

町村が属する県に交付する特別調整交付金の額のうち、県内の当該市町村の災害その他特別の事情に応じて交付する額

(2) 法第72条第3項の規定により、国が市町村の取組を支援するため交付する額のうち、県内の当該市町村の取組に応じて交付する額

(3) 法第72条の2第1項の規定により、毎年度県が一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる額のうち、知事が別に定めるところにより、県内の市町村の交付に充てる額

(4) 法第72条の5第1項の規定により毎年度国が負担する特定健康診査等費用額（算定政令第4条の5第3項に規定する特定健康診査等費用額をいう。以下この号において同じ。）の3分の1に相当する額及び法第72条の5第2項の規定により毎年度県が一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる特定健康診査等費用額の3分の1に相当する額の合算額のうち、県内の当該市町村の特定健康診査等費用額に応じて交付する額

（委任）

第9条 この章に定めるもののほか、国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第4章 国民健康保険事業費納付金

（国民健康保険事業費納付金の徴収）

第10条 県は、毎年度、各市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該年度において当該市町村が納付すべき国民健康保険事業費納付金の額を算定し、当該市町村に対して通知するものとする。

2 前項に規定する国民健康保険事業費納付金の額は、算定政令、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号）及びこの条例で定めるところにより算定するものとする。

（医療費指数反映係数）

第11条 医療費指数反映係数は、0から1までの範囲内において知事が別に定める数とする。

(年齢調整後医療費指数)

第12条 年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第4項第3号に掲げる値とする。

- 2 算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第4項第3号イ(1)の規定により条例で定める区域内市町村群において共同して負担する部分は、一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該年度の前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間において当該一般被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額(当該療養(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の2第1項第2号に規定する特定給付対象療養を除く。))につき法第56条第1項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額)が80万円を超えるものの80万円を超える部分とする。

(一般納付金所得係数)

第13条 一般納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が別に定める数とする。

- (1) 算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第1号に掲げる額
- (2) 算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第2号に掲げる額

(一般納付金所得等割合)

第14条 一般納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第6項第1号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者数等割合)

第15条 一般納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算

定政令第9条第7項第2号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者均等割指数)

第16条 一般納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内において知事が別に定める数とする。

(後期高齢者支援金等納付金所得係数)

第17条 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が別に定める数とする。

(1) 算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第1号に掲げる額

(2) 算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第2号に掲げる額

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第18条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第4項第1号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合)

第19条 後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第10条第5項第2号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数)

第20条 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内において知事が別に定める数とする。

(介護納付金納付金所得係数)

第21条 介護納付金納付金所得係数は、算定政令第11条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が別に定める数とする。

(介護納付金納付金所得等割合)

第22条 介護納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第11条第4項第1号に掲げる数とする。

(介護納付金賦課被保険者数等割合)

第23条 介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第11条第5項第2号に掲げる数とする。

(介護納付金納付金被保険者均等割指数)

第24条 介護納付金納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内において知事が別に定める数とする。

(委任)

第25条 この章に定めるもののほか、国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(島根県国民健康保険運営協議会条例の廃止)

2 島根県国民健康保険運営協議会条例(平成29年島根県条例第13号)は、廃止する。

(準備行為)

3 第3章の規定による国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び第4章の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。